

次期「次世代育成支援佐世保市行動計画及び 佐世保市子ども・子育て支援事業計画」の策定について

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

■計画策定の背景

- 近年、少子化の問題や核家族化の進行、女性の社会進出に伴う共働き家族の増加等に見られるライフスタイルの多様化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。
- こうした社会の潮流を受け、佐世保市では、子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めながら、心豊かな人を育むまちを目指すため、子ども・子育て分野のマスタープランである「新させぼっ子未来プラン」を平成27年3月に策定し、各種施策・事業を展開しています。
- また昨今、深刻化する子どもの虐待や貧困などの厳しい状況に加え、国による「人づくり革命」としての幼児教育・保育の無償化の動き等も見られる中、現計画である「新させぼっ子未来プラン」の計画期間が平成31年度までとなっていることから、今後における継続的かつ計画的な政策展開を図るため、平成32年度を始期とする次期計画の策定が求められています。

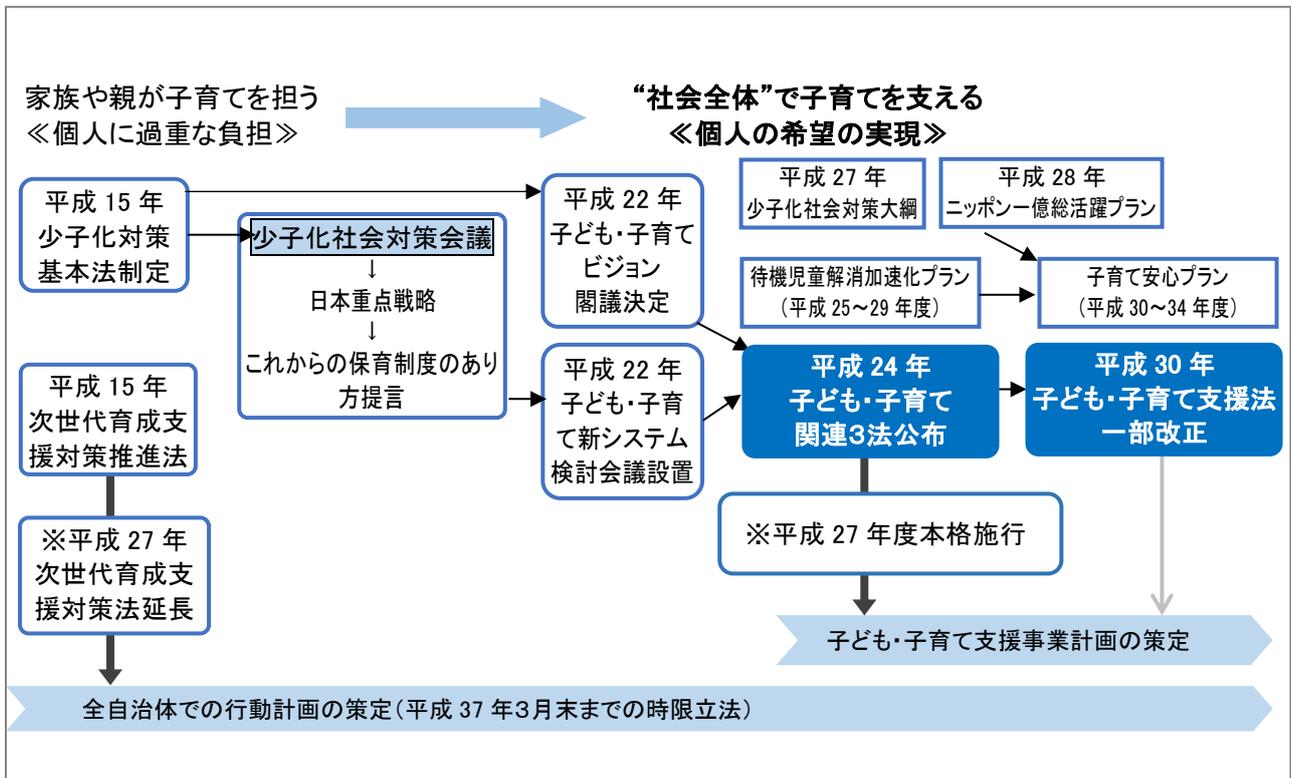
■計画の趣旨

- 上記背景を踏まえ、これらの重い課題や大きな政策、また絶えず変化する子どもや子育てを取り巻く環境に対する市民ニーズを含め、子ども・子育ての分野において、佐世保市としてどのような方向性や考えをもって対応していくのかを明示する必要があることから、次期計画に関しては、子どもや子育てに係る実態を改めて把握するとともに、様々な市民ニーズ等を国や長崎県、関係機関等の動向を踏まえて各種施設・事業に反映させながら、計画的に推進することを意図し策定するものです。

(参考) ～子ども・子育てに係る国の動向～

国において、平成22年1月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」では、「家庭や親が子育てを担う」≪個人に過重な負担≫を解消し、「社会全体で子育てを支える」≪個人の希望の実現≫を図るため、目指すべき4本の柱の政策（1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ 2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ 3. 多様なネットワークで子

育て力のある地域社会へ 4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ（ワーク・ライフ・バランスの実現）を掲げながら、その実現に向けて、今日まで子ども・子育て支援新制度の導入等を通じ、次世代を担う子どもたちの健全育成や少子化対策に係る各種取組を推進してきました。



2 計画の名称

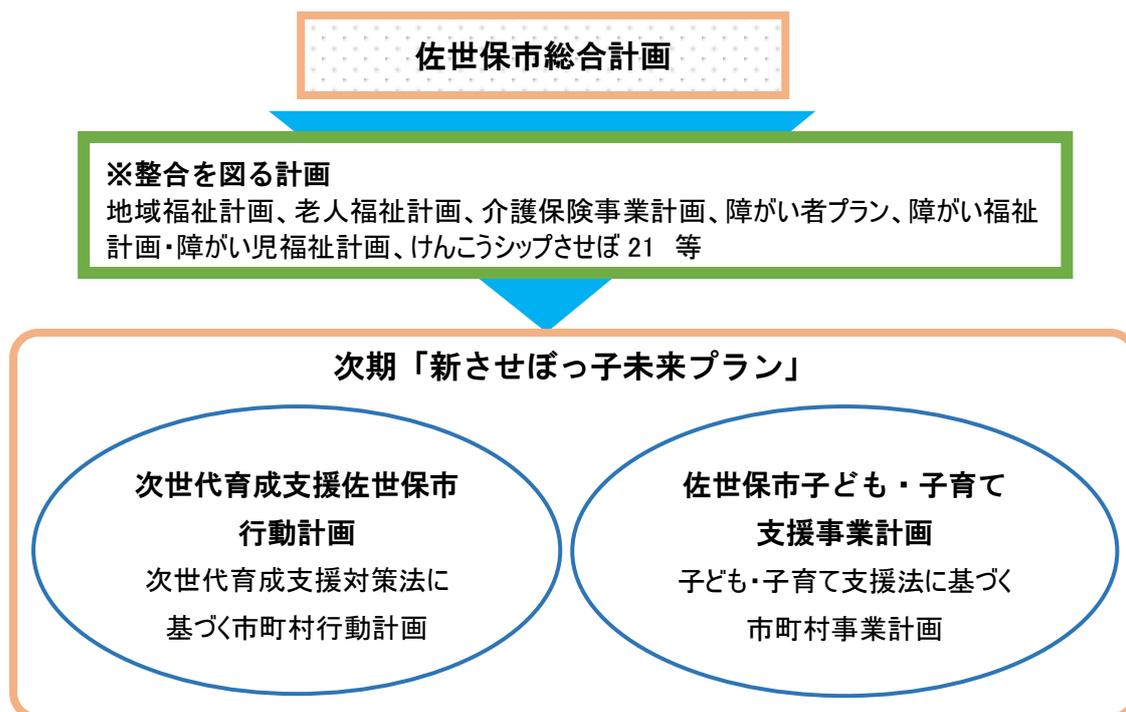
現時点における名称として次期「新させぼっ子未来プラン」を仮置きするかたちで取り扱います。
なお、今後、検討する計画内容を踏まえ、別途改めて正式な名称として確定することとします。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの指針である「佐世保市総合計画」を上位計画とし、「佐世保市地域福祉計画」などの関連する政策分野の計画と整合を図りながら、本市における子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するための計画とします。

また、本計画は次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画を一体化した計画と位置づけます。

【計画体系・構成のイメージ】



4 計画期間

本計画の計画期間は、平成 32 年度から平成 36 年度までの 5 か年計画とします。

なお、計画内容に見直しの必要性が生じた場合などは、必要に応じて計画期間中においても見直しを行うこととします。

(参考) ～関連法の条文(抜粋)～

・子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

・次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

5 計画の策定体制

■佐世保市子ども・子育て会議の運営

子どもと子育てに関連する各分野の専門家、学識経験者、公募市民等で構成する市の附属機関である「佐世保市子ども・子育て会議」において、子どもと子育てに関する課題分析や計画内容について議論を行います。なお、議論にあたっては、多くの意見等を引き出すなど会議の活性化に資する手法を用いた運営を講じます。（例、必要に応じてテーマ別の分科会を設置し、ワークショップ形式による話し合いを行う等）

■市民参画手法の活用

佐世保市の子どもや子育てに係る実態や子育て世代のニーズ等を十分に把握するために、以下のアンケート等を実施します。

●子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査

（1）概要

子どもを持つ世帯を対象に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するための調査

（2）調査対象

佐世保市内在住の0歳から5歳の子どもの保護者 3,000 サンプル（予定）

（3）実施方法

上記調査対象者を無作為に抽出し、郵送によりアンケートを配布・回収

●子どもと子育てに関する市民意識アンケート調査

（1）概要

子育て中の保護者の方を対象とした子どもと子育てに関する市民意識調査

（平成29年度設問例：「2人目以上のお子さんを持つことに対してのためらいは?」、「産休や育休を取るときに気になることは?」等）

（2）調査対象

佐世保市内で子育て中の保護者 500 サンプル（予定）

（3）実施方法

市ホームページ上で期間を定めて、Web アンケートを実施

●放課後児童クラブに関するアンケート調査

（1）概要

留守家庭の数の把握や放課後児童クラブにおけるニーズ調査

※留守家庭とは・・・保護者が労働等により、放課後（昼間）家庭にいないため、日常的に放課後の見守りができない環境の家庭のこと。

（2）調査対象

小学生保護者 13,000 サンプル（予定）

（3）実施方法

各小学校の協力のもと、配布・回収

●長崎県子どもの生活に関する実態調査

(1) 概要

長崎県が事業主体として、県内の子どもが置かれている生活実態を把握するための調査。

(2) 調査対象

佐世保市内の公立の小5、中2の子どもと保護者約820サンプルずつ
(県内公立の小5、中2の子どもと保護者約8,950サンプルずつ)

(3) 実施方法

県が指定する学校のクラスの児童・生徒へ調査票を配布し、各学校で集約
(各学校からの回収は長崎県が委託した業者が行う)

●グループインタビュー

(1) 概要

市民アンケート調査等で十分に把握できない、子ども・子育て支援に関する意見聴取

(2) 調査対象

市長、児童福祉施設の関係者、保護者等を想定

(3) 実施方法

業務支援コンサルタントがインタビュアーとなり、聞き取りを実施

●パブリックコメントの実施

(1) 概要

策定した計画書の案に対して、広く市民の意見を求めるもの

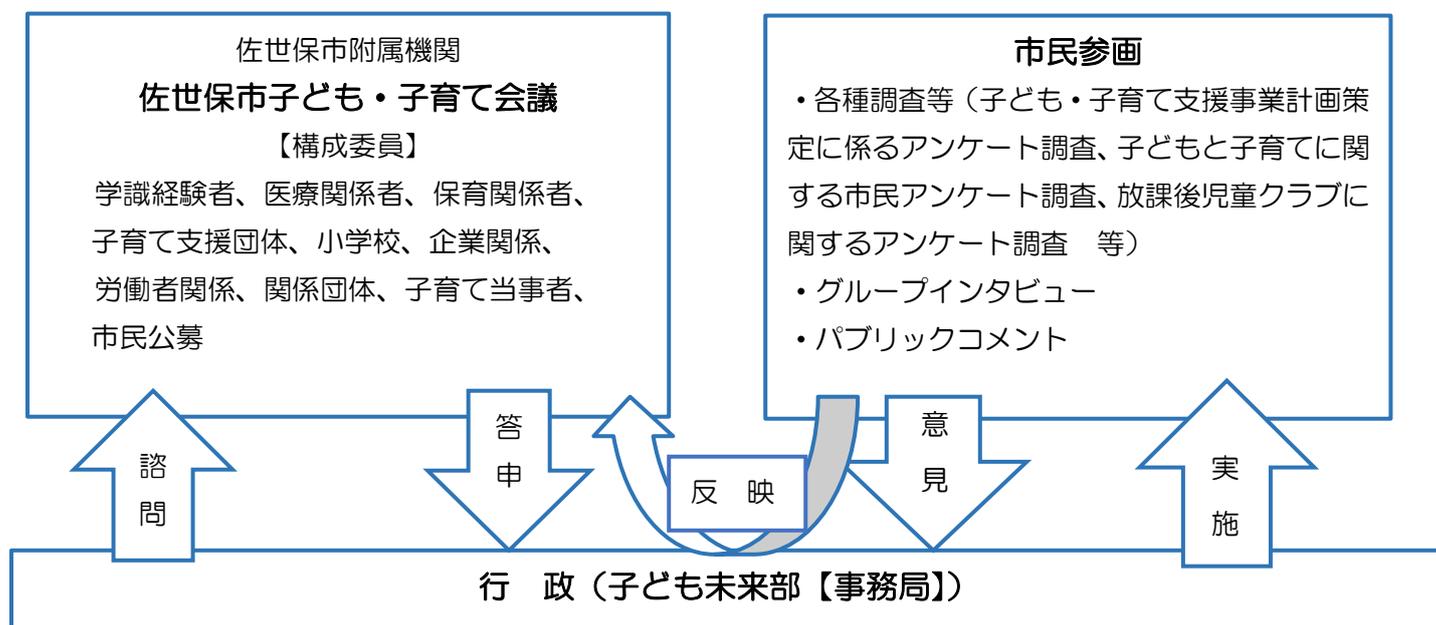
(2) 対象

市民(市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市に対して納税義務を有する者 等)

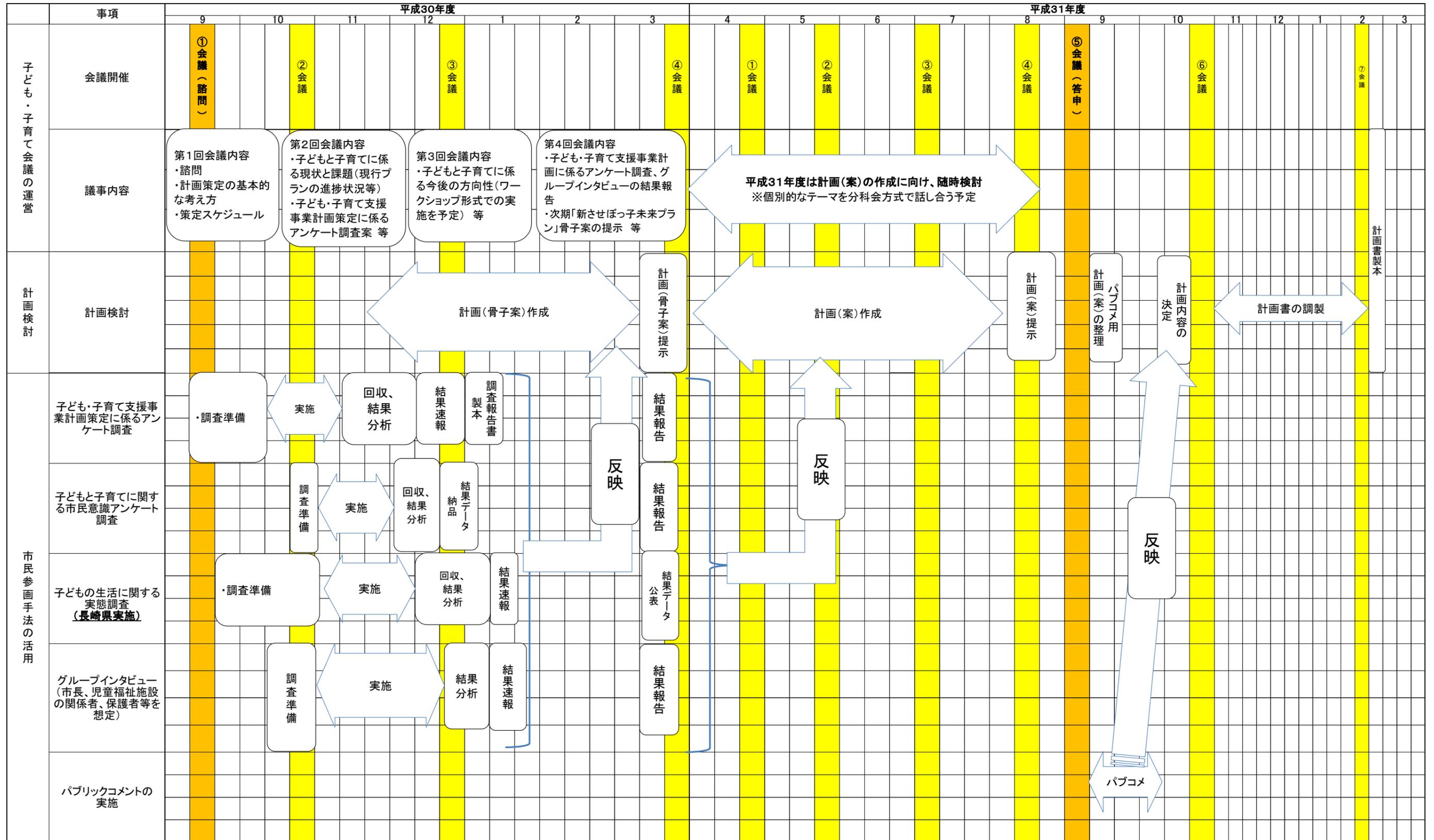
(3) 実施方法

子ども未来部窓口及び各行政窓口で計画書の案を設置しての実施、佐世保市のホームページなどのツールを用いての一定期間内で実施

【計画策定体制イメージ】



次期「新させぼっ子未来プラン」 策定スケジュール【平成30年9月時点】(予定)



※市民参画手法のうち、放課後児童クラブに関するアンケートについては国から改めて時期が示されることとなっているため、実施時期未定。